自由同和 大阪版

運動スローガン
1. 自由な論議の場を！
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No.452
2024(令和6年) 10月25日発行
■発行所　自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室
電話(072)224-1111
■発行人　畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)
ホームページ▶https://jiyudowa-osaka.org

奨学金制度を活用して学びをあきらめることなく 自己実現のためにスキルアップして夢をかなえて欲しい!!

貸与型の奨学金を受けて卒業した従業員の返還額の全部または一部を金銭的に支援する「大阪府奨学金返還支援制度」を中小企業等が人材確保に活用していただき、福利厚生により従業員の定着が図られることになると考えられます。

令和6年度は8月20日に受付申請数に達したため受付は終了しています。この制度を大阪府には、是非とも継続して頂きたい。

大阪府　令和6年度 大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業

中小企業等のみなさま

奨学金返還支援制度を導入しませんか？

企業等の奨学金返還支援制度とは？

企業等が貸与型の奨学金を受けていた従業員に対して、返還額の全部または一部を金銭的に支援するものです。支援の方法は下記の2パターンですが、いずれも制度を導入することで、**企業等のイメージアップや福利厚生の充実が図られ、人材確保・定着につながります。**

①奨学金を返還している従業員に対し、手当等として給料に上乗せして支給　→**手当等支給型**

②上乗せ分を、企業等が従業員に代わり奨学金を貸与している団体に直接送金　→**代理返還型**

大阪府では、奨学金返還支援制度を新たに導入した事業者に支援金を支給する事業を実施します。

大阪府では、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業等における人材確保・定着につなげるため、奨学金返還支援制度の導入を支援します。

制度導入に係る負担軽減を図るため、制度導入企業に支援金 最大50万円を支給します。

主な支給要件

①大阪府の区域内に本店又は事業所があり、かつ、その事業所において雇用保険被保険者である従業員等を1名以上雇用していること
②府育英会から貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度を導入していること
③申請日から起算して5年以内に雇用保険被保険者である従業員等を雇い入れる意思がある、又は、奨学金返還支援制度の対象となる従業員等が1名以上いること
④今回導入した奨学金返還支援制度について、支給決定日から5年以上制度を継続すること
※申請にあたり上記以外にも要件はあります。詳細は募集要項を必ずご確認ください。

支援金額（支援金支給の対象となる導入時期については、募集要項をご確認ください）

大阪府育英会(高校等)の奨学金を対象にした返還支援制度を新たに導入した場合
30万円/社(定額)

＋

大阪府育英会に加え、**日本学生支援機構(大学等)の奨学金**を対象にした制度を新たに導入した場合
加算金20万円/社(定額)

通常の奨学金返還

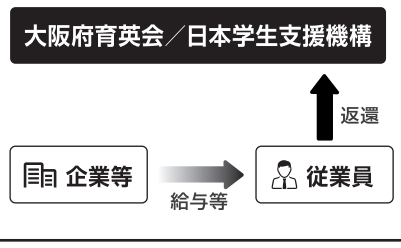

❶企業等の奨学金返還支援制度「手当等支給型」 従業員に手当等として支給

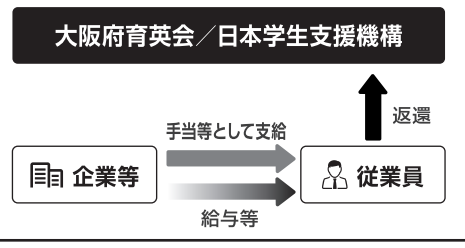

企業等のメリット
- イメージアップや人材確保・定着
- 給与として法人税に損金算入できる(税負担の軽減)

従業員のメリット
- 経済的・精神的な負担軽減

❷企業等の奨学金返還支援制度「代理返還型」 企業等が従業員に代わり貸与団体に直接送金

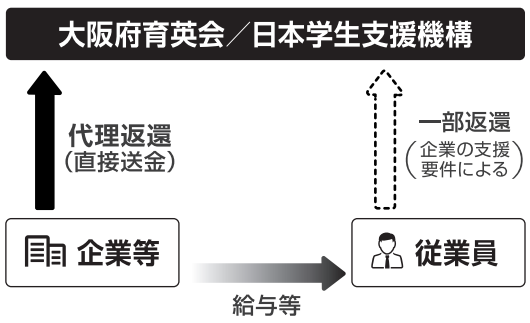

手当等支給型よりメリットが大きい

企業等のメリット
- イメージアップや人材確保・定着
- 給与として法人税に損金算入できる(税負担の軽減)
- **各貸与団体のホームページに企業名や支援内容等を掲載**

従業員のメリット
- 経済的・精神的な負担軽減
- **支援を受けた額の所得税が非課税**

代理返還制度について、詳しくは各貸与団体のホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。
- 公益財団法人 大阪府育英会　https://www.fu-ikuei.or.jp/dairihenkan/
- 独立行政法人 日本学生支援機構　https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html

＼本支援金のポイント／

ポイント1 本支援金は、事業者が奨学金返還支援制度を導入する費用等の負担軽減のために実施するものです！
事業者が奨学金返還支援制度を運用していく**ランニングコストを補助するものではありません。**

ポイント2 本支援金は、奨学金返還支援制度を導入したという事業者に、**定額で支給します。**
支援金の申請にあたり、奨学金を借りている従業員の有無は関係ありません。

ポイント3 **奨学金返還支援制度の支援内容(金額、期間、条件等)は、事業者が自由に設定できます。**
事業者名や支援内容等を大阪府ホームページに掲載しますので、継続的に実施できるよう内容をご検討ください。

■申請フロー

STEP 1 奨学金返還支援制度の規程を整備
- 就業規則、賃金規則等に定める

STEP 2 従業員へ制度周知
- 社内掲示、社内報への掲載等

STEP 3 制度導入事業者であることを公表
- 自社のホームページに明示
- 求人票等に明示

STEP 4 申　請
- オンライン申請

申請期間　8月20日10時30分現在で申請が受付申請数に達したため、すべての申請受付を終了しました。

支給要件、申請手続き等の詳細は、ホームページに記載する募集要項でご確認ください。
(ホームページは、右の二次元バーコードまたはURLから)　https://osaka-syogakukinhenkan.jp

お問合せ　大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金事務局　TEL:06-4792-9010

奨学制度一覧表(抜粋)

令和6年3月現在

名　称	資　格	学種・貸与額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
日本学生支援機構 申込みの問い合わせは、 在学する学校へ わからないこと、知りたいことは ホームページ https://www.jasso.go.jp/	**貸与奨学金** **○申込資格** **・第一種奨学金(無利子)** 特に優れた学生、生徒で、経済的理由により著しく修学困難な者 (※学力・所得等の基準有り) **・第二種奨学金(有利子)** 優れた学生、生徒で、経済的理由により修学困難な者 (※学力・所得等の基準有り)	**・第一種(無利子)　(自宅通学:月額)　※自宅外月額あり** 大　学　国公立　最高月額45,000円 最高月額以外20,000円、30,000円 私　立　最高月額54,000円 最高月額以外20,000円、30,000円、40,000円 短大・専修(専門)　国公立　最高月額45,000円 最高月額以外20,000円、30,000円 私　立　最高月額53,000円 最高月額以外20,000円、30,000円、40,000円 ※第一種奨学金の「最高月額」は併用貸与の家計基準を満たしている場合に選択可。 **※給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。** **・第二種(有利子)　大学・短大・専修(専門)** 2万円～12万円(1万円単位)から選択　年0.940%　2024.3現在(利率固定方式) ・入学時特別増額貸与奨学金(有利子) 一時金として10・20・30・40・50万円を貸与　年1.140%　2024.3現在(利率固定方式) ※利率の算定方法には、利率固定方式の他に利率見直し方式があります。 ・海外留学の奨学金(第二種奨学金と同じ)	**○募集期間** ・大学等在学採用 4月より募集 大学・短大・専修(専門)に在学している学生 ・大学等予約採用 春頃に募集(進学前) 国内の大学・短大・専修(専門)に進学を希望している生徒 海外の大学に進学を希望している生徒 ※海外の大学へ進学時には第二種及び入学時特別増額貸与奨学金のみ利用可 **・海外留学在学採用(第二種奨学金)** 年間数回の募集(進学後) 海外の大学に在学している学生 **○貸与期間** ・在学する学校の標準修業年限の終期まで。	進学先の大学等 在学する学校等 ※高等学校卒業程度認定試験合格者は日本学生支援機構 海外留学在学採用は日本学生支援機構	**○緊急時の申込** 大学等に在学中、生計維持者の失職、病気等により家計が急変し、奨学金を必要とする場合は随時申込が可能。 (在学校へ申出) ※海外大学に在学中は日本学生支援機構へ申出 **○大学等予約の対象者** 高校3年生、高校卒業後2年以内 高等学校卒業程度認定試験合格(見込)者 ※詳細についてはそれぞれの在学している学校でご確認ください。
	・給付奨学金 ※令和6年4月からの変更予定を含む **○申込資格** 学ぶ意欲のある学生、生徒で経済的理由により修学困難な者(※学力・家計等の基準有り) **○家計基準** ※家計基準も含め制度の詳細や最新の情報については、以下をご覧ください。 ・文部科学省ホームページ「学びたい気持ちを応援します　高等教育の修学支援新制度」 https://www.mext.go.jp/kyufu/index.html ・日本学生支援機構ホームページ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html	(支給月額) 区分 / 国公立(自宅通学 / 自宅外通学) / 私立(自宅通学 / 自宅外通学) 大学・短期大学・専修学校(専門課程) 第Ⅰ区分　29,200円(33,300円) / 66,700円 / 38,300円(42,500円) / 75,800円 第Ⅱ区分　19,500円(22,200円) / 44,500円 / 25,600円(28,400円) / 50,600円 第Ⅲ区分　9,800円(11,100円) / 22,300円 / 12,800円(14,200円) / 25,300円 第Ⅳ区分(※多子世帯に限る)　7,300円(8,400円) / 16,700円 / 9,600円(10,700円) / 19,000円 ※生活保護(受けている扶助の種類は不問)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学している者は、上表のカッコ内の金額を適用する。 ※通信教育課程は、授業形態(印刷教材、放送、スクーリング、メディア)、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学の別に関らず、(第Ⅰ区分)51,000円、(第Ⅱ区分)34,000円、(第Ⅲ区分)17,000円、(第Ⅳ区分(多子世帯に限る))12,800円を年1回支給。	**○募集期間** ・貸与奨学金に同じ ※海外の大学に在学している(進学を希望する)学生は対象外。 **○支給期間** ・在学する学校の修業年限の終期まで。 ※毎年支給額の見直しあり	貸与奨学金に同じ	**○緊急時の申込** 大学等に在学中、生計維持者の失職、病気等により家計が急変し、奨学金を必要とする場合は随時申込が可能(在学校へ申出) **○大学等予約の対象者** 高校3年生、初めて高校等を卒業後2年以内 高等学校卒業程度認定試験合格(見込)者
大阪府育英会 都島区網島町6-20 大阪私学会館2階 ℡(06)6357-6272 https://www.fu-ikuei.or.jp ■記載内容は、令和6年度入学生を対象とした貸付内容等です。今後変更となる場合があります。	**■貸付対象** 保護者(父母等)が大阪府民であって、下記所得基準(保護者所得合算)を満たし、高校等に進学を希望、又は在籍する生徒の方 **■所得基準** 以下の【算式】により算出された額が次のとおりであること。 【算式】　市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額 (政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額) ○奨学資金 1 国公立・私立とも　251,100円未満 (年収めやす(※1)800万円未満) 2 私立のみ　251,100円以上347,100円未満 (年収めやす(※1)800万円以上1,000万円未満) (※1)年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。実際は、上記の算式により算出された額(保護者合算)により判定します。	**■貸付限度額【年額】** ※貸付額は下記貸付限度額の範囲内で希望する額 [1万円単位]　(無利子) 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額(※2)＋その他教育費10万円 (授業料実質負担が無償となる場合、10万円) 2 私立のみ 24万円 (授業料実質負担額(※2)が24万円を下回る場合は、その額が上限。府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。) (※2)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。	**■募集期間** ○予約募集 (奨学資金・入学時増額奨学資金) 中学校3年生時の 9月上旬～10月上旬頃で 各学校が定める期間 ○在学募集(奨学資金のみ)(※3) 高校等進学(進級)後の 4月中旬～5月上旬頃で 各学校が定める期間 (※3)入学時増額奨学資金は進学後に申込みできません。 **■貸付期間** 奨学生採用年の4月から、在学する学校の最短修業年限の終期まで	在学する学校、又は大阪府育英会採用貸付課	**■予約採用後の手続き** 高校等への進学後、各学校が定める期間内に、所定の手続きを行うことで正式に奨学生となります。(手続きをしなかった場合は辞退したものとみなされます。) **■緊急時の申込** 生徒が、保護者(父母等)の失業や病気等により家計が急変し、修学が困難となった場合、随時奨学金貸付の申込ができます。 **■貸付対象校** ・高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む(※4)) ・特別支援学校高等部 ・高等専門学校 ・専修学校高等課程(修業年限1年以上) (※4)中等教育学校の後期課程は、入学時増額奨学資金の対象外です。 **■返還** 返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金になります。約束どおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。
	○入学時増額奨学資金 国公立・私立とも　上記の算式により算出した金額が 154,500円未満(同590万円未満)	・国公立　…　5万円以内(通信制課程も同額) ・私　立　…　25万円以内(通信制課程は15万円以内)	**■貸付期間** 高校等入学前　※進学後の貸付はできません。		
大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費 府教育庁教育振興室 高等学校課 大阪市中央区大手前3丁目2-12 ℡(06)6941-0351代表 内線3433	1　大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者であること。 2　経済的理由により著しく修学が困難な者であって、生徒本人及び保護者(親権者等)それぞれの道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者であること。 また、令和6年4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者であること。 3　経常的収入を得る職業に就いている者であり、原則として年間120日以上勤務していること。 4　大阪府育英会の奨学金の貸与を受けていない者であること。 5　原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であること。(教科・科目の履修状況、修得単位等が一定以上であること。)	**◎貸与額** 月額9,000円に申請年度の在学月数を乗じた額 ※奨学のための給付金を給付される場合は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。	**◎申請時期** 10月上旬～10月下旬(予定) **◎貸与決定時期** 12月中旬(予定) ※申請時期及び貸与決定時期については、変更になる場合があります。	在籍する学校	**◎返還免除** 1　高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した場合、又はその他これに準ずると認められる場合 2　転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3　死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合
生活福祉資金貸付制度 **教育支援資金** **(教育支援費・就学支度費)** (社福)大阪府社会福祉協議会 中央区谷町7-4-15　℡(06)6762-9474 http://www.osakafusyakyo.or.jp	大阪府内に居住していること 他からの融資を受けることが困難な低所得世帯	**・教育支援費**(月額)(無利子) 高校　…　35,000円以内 高専　…　60,000円以内 短大　…　60,000円以内 大学　…　65,000円以内 **・就学支度費**(無利子) 500,000円以内	○随時申込 (事前相談必要) ○入学年度の4月末までに申し込むこと	市区町村の社会福祉協議会	○高校には、専修学校の高等課程を含みます。 ○短大には、専修学校の専門課程を含みます。 (大学院・外国留学は対象外)
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 **(修学資金・就学支度資金)** 子を扶養する親が居住する市区町福祉事務所(福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は府子ども家庭センター) http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/boshikatei/kashitsuke.html	20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦(配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方)等が扶養する子、もしくは父母のない20歳未満の児童。 ※返済能力を有する母又は父が借主、子が連帯借主として申請。 ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設けることで、子自身が借主として貸付申請が可能。 ※未成年の子が申請する場合は、法定代理人の同意が必要。	**・修学資金**(月額)※国公立・自宅通学の場合 高校・高専(高等)…27,000円以内　短大・専修(専門)…67,500円以内 大学…71,000円以内　大学院(修士)　132,000円以内 **・就学支度資金**(入学時のみ)※国公立・自宅通学の場合 高校・高専(高等)…150,000円以内 大学・短大・専修(専門)…410,000円以内 大学院　380,000円以内 ※必要かつ返済可能な範囲での貸付額となります。 ※貸付限度額は、自宅通学・自宅外通学、国公立・私立等の区分により異なります。	**○申込期間** ・修学資金／入学決定後随時 ・就学支度資金／入学決定から入学金等納入後1か月を経過するまで ※要件により貸付できない場合があります。 ※貸付金の交付までに時間を要しますので、お早めにご相談ください。 **○修学資金の貸与期間** 申請月から在学する学校の最短修学年限の終期まで	子を扶養する親が居住する市区町福祉事務所等(福祉事務所が設置されていない町村にお住まいの場合は府子ども家庭センター)	・日本学生支援機構・大阪府育英会等との併用については、貸付額に制限があります。 ・高校授業料実質無償化分は貸付対象外。 ・高等教育の修学支援新制度による支援が決定した方は、貸付限度額から減免額及び給付型奨学金受給額を控除した範囲内で貸付可能。 ・返済開始:卒業後6か月間の据置期間経過後 ・滞納した場合には、違約金(延滞金)がかかります。
介護福祉士修学資金 **社会福祉士修学資金** (社福)大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 中央区中寺1-1-54 ℡(06)6776-2943 (修学資金直通) http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/Cms/Public/topic/16	介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設に在学する方で、卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士又は社会福祉士として就労することを希望する方。 ※社会福祉士養成施設に福祉系大学は含まれません。	**・貸付金**(無利子)　介護福祉士・社会福祉士　月額 50,000円以内 ※1　貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができます。ただし、貸付対象者が夜間部、社会福祉士短期養成施設または通信課程に在学する場合は就職準備金の貸付けはできません。 ※2　介護福祉士国家試験を受験する意思のある方については、国家試験受験対策費用として、一年度当たり40,000円を加算することができます。 ※3　養成施設入学前に生活保護受給世帯の方であって入学後に生活保護が廃止された方(以下「生活保護受給世帯であった方」という。)又はこれに準ずる経済状況にある方(以下「準ずる経済状況の方」という。)については、生活費の一部に充当できる費用(以下「生活費加算」という。)を加算することができます。ただし、生活保護費との併給は認められません。 <生活費加算の額> ●生活保護受給世帯であった方…貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分に相当する額以内。注)貸付決定後に転居・加齢等を理由とする額の変更は行いません。 ひと月あたり36,010円から43,910円までの範囲内で加算できます。 注)貸付申請時の居住地及び年齢によって加算限度額が異なります。) ●準じる経済状況の方…ひと月あたり25,000円以内で加算できます。	**【一般募集】** ○申請期間　4月初旬～5月下旬 ○貸付期間　在学期間 **【入学前募集】** ○申請期間 養成施設入学前に生活保護受給世帯の者であって入学後に生活保護が廃止される見込みの方を対象。申請は養成施設合格後から3月末まで。 ○貸付期間　在学期間	在学している養成施設 (社福)大阪府社会福祉協議会に直接申し込み	**返還の免除** 介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として大阪府内の社会福祉施設等で介護又は相談援助の業務に引き続き5年間従事したとき。 返還免除要件を満たさない場合や養成施設を退学した場合は、貸付期間と同等の期間で一括もしくは分割のいずれかの方法によりで返還していただきます。
保育士修学資金貸付 問合せ先 (社福)大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター ℡(06)6776-2943 中央区中寺1-1-54 http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/	1.優秀な学生であって、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要な方 2.大阪府内に在住している又は大阪府内の指定保育士養成施設(通信制を除く)に在学しており、卒業後大阪府内の保育所等で就労することを希望する方 3.指定保育士養成施設で学ばれる方	**・保育士修学資金**(無利子) 学費月額　5万円以内(月額) 入学準備金　20万円以内(入学時) 就職準備金　20万円以内(卒業時) ※低所得世帯のみ生活費加算あり	**○申請期間** **【通常申請】** 入学後各養成施設の提出期限までに養成施設を通じて申請 **【事前申請】** 入学前、12月1日～2月28日 ただし低所得世帯に属する高校3年生対象 (事前申請は、令和5年度受付実績) **○貸付期間**　在学期間	**【通常申請】** 在学する養成施設 **【事前申請】** 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター	○返還の免除 卒業後5年間府内の保育所等に従事した場合